



令和8年4月14日
孤独・孤立対策推進室

令和7年孤立死者数の推計について

令和7年中における孤立死者数の推計（目安の数値）を、昨年4月の「孤独死・孤立死」WG報告書に沿って算出しましたのでお知らせいたします。

令和7年孤立死推計値

8日以上

	総数	男	女	不詳
総数	22,222	17,620	4,598	4
0～14歳	0	0	0	0
15～19歳	8	5	3	0
20～24歳	33	19	14	0
25～29歳	70	52	18	0
30～34歳	87	61	25	1
35～39歳	124	97	27	0
40～44歳	248	196	52	0
45～49歳	459	374	85	0
50～54歳	1,063	883	180	0
55～59歳	1,678	1,438	240	0
60～64歳	2,408	2,069	338	1
65～69歳	3,173	2,770	403	0
70～74歳	4,047	3,455	592	0
75～79歳	4,329	3,400	929	0
80～84歳	2,532	1,739	793	0
85歳以上	1,830	956	874	0
不詳	133	106	25	2

【参考】4日以上

	総数	男	女	不詳
総数	32,678	25,079	7,595	4
0～14歳	0	0	0	0
15～19歳	15	8	7	0
20～24歳	70	47	23	0
25～29歳	106	78	28	0
30～34歳	129	95	33	1
35～39歳	193	147	46	0
40～44歳	336	269	67	0
45～49歳	653	534	119	0
50～54歳	1,433	1,186	247	0
55～59歳	2,251	1,923	328	0
60～64歳	3,245	2,771	473	1
65～69歳	4,325	3,731	594	0
70～74歳	5,684	4,755	929	0
75～79歳	6,340	4,866	1,474	0
80～84歳	4,212	2,760	1,452	0
85歳以上	3,535	1,790	1,745	0
不詳	151	119	30	2

孤立死者数の推計方法等について
 ～「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」をもとに～
 （「孤独死・孤立死」WGとりまとめ）のポイント

令和7年4月 孤独死・孤立死WG

中間論点整理の概要(令和5年12月)

【用語の整理】

- 「孤独」は主観的概念、「孤立」は客観的概念であることから、実態把握の対象としては、「孤立」からアプローチする「孤立死」が適当。
- 「孤立死」：「誰にも看取られることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様（概念的定義）として議論。

【検討の方向性】

- 可能な限り、①既存のデータや統計の活用を検討し、②推計の精緻化に向けた検討を行う。
 ※統計的な推計を行う基礎とできる全国ベースのデータに課題があった。

＜参考＞ニッセイ基礎研の先行研究（2011年）
 ・東京都監察医務院及び人口動態調査の死亡数に基づき、全国各市町村も東京23区と同様の孤立死発生確率であると仮定し、全国の65歳以上の孤立死数を推計。

警察庁データの活用

【警察庁データの公表】

- 警察庁刑事局が「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のデータを初めてとりまとめ（令和6年5月：令和6年1～3月の4半期分）。※ 本年4月、警察庁が初のデータの1年分のデータ（令和6年分）をとりまとめ。

【警察庁データの評価と有用性】

- 死亡から発見までの全国数値を把握できる新たな統計が初めて取りまとめられたもの。
 → 当該データを孤立死者数の推計の基礎データとして活用することについて検討。

【警察取扱死体を推計の基礎とすることの妥当性】

- 警察取扱死体と「孤立死」の概念に当てはまる死体は完全には一致せず、下記のような過大・過小見積もり要因（誤差）はあるが、全体に与える影響は大きくなく、少なくとも過去の推計と比べればデータの精緻化の観点から前進が見られる。
 - ・ 過大見積もり要因：殺人事件などによる犯罪性のある死体が含まれる。
 - ・ 過小見積もり要因：かかりつけ医が警察を経由せずに死亡診断書を発行するケースが除外される。

- 警察庁データ（警察取扱死体）を推計の基礎とすることが適当。

「孤立死」の操作的定義

○ 中間論点整理における「基本的な考え方」に基づき、警察庁データと照らし合わせて操作的定義を議論。

要素	「孤立死」推計のための操作的定義（本WGの結論）	警察庁データ（参考）
①死亡場所	自宅とする。	自宅
②世帯類型	世帯類型については、複数世帯の事例数が把握できず、事件性のある事例が紛れ込んでいるがその数は非常に少ないことを踏まえ、「一人暮らしの者」とする。	一人暮らしの者
③自殺の扱い	孤立死は死因を問うものではないので、自殺は除外しない。	除外せず
⑥年齢基準	対象を高齢者に限定する理由はなく、幅広い年齢層を対象とすることが適当であり、警察庁データを活用し、5歳階級別で整理する。	5歳階級別で整理
④生前の状況 ⑤看取りの有無	生前の状況及び看取りの有無を事後的に直接把握することは困難であり、死後経過時間（日数）を手がかり・目安として、生前に社会的に孤立していたことを客観的・外形的に推認することとする。	把握されていない
⑦死後経過時間（日数）	孤立死を「死後〇日経過したもの」と一律に定義することは困難であり、操作的定義については、「生前に社会的に孤立していたことが推認される死後経過時間（日数）」と定性的に定める。※日数経過していても孤立していない例や、孤立していても速やかに発見される例も。	「0～1日」「2～3日」「4～7日」「8～14日」等の区分単位

目安となる死後経過日数等

【「目安」について】

- 何らかの死後経過日数の「目安」をもって、統計的なデータを基礎にして孤立死の「概数」を把握。
 - ・ 死後8日以上経過して遺体が発見：少なくとも発見される前の7日間は、連絡がとれないことを気にかけてくれるような他者との接触機会がなかったことが推察され、生前に社会的に孤立していた状態にあったことが強く推認。
 - 孤立死者数の概数を推計するための「目安」とすることが適当。
 - ・ 死後4日以上経過して遺体が発見：生前に社会的に孤立した状態にあった者が一定数いると考えられる。また、一般的に遺体外表上の腐敗が明白に発現し始めるとされる時期でもある。
 - 参考データとして示すことが適当（ただし、遺体の腐敗状況は季節や環境に大きく左右されることに留意）。

【「推計値」について】

- 上記の「目安」によれば、「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたものは21,856件である。
（参考）「死後4日以上」を経過していたものは、31,843件である。
- ※ 特定の死後経過日数をもって「孤立死」と定義したものでないことに留意。

「孤独死・孤立死」の実態把握に関するWG

「孤独死・孤立死」に関しては、東京都など一部の自治体において、自宅住居等で亡くなった方に関する統計を作成していることや、これを基にした民間の推計があるものの、その定義や考え方は様々である。

こうした中で、「孤独死・孤立死」について、その実態把握のために必要な用語の定義や把握方法等について、「孤独死・孤立死」に関する研究事例、死亡に関する統計データ等を参考にしつつ、検討を行うことを目的とする。

【構成員】

- ・石田 光規(座長) 早稲田大学文学芸術院文化構想学部教授 (社会学)
- ・金浦 佳雅 日本医科大学大学院医学研究科大学院教授
- ・斉藤 雅茂 日本福祉大学福祉学部教授
- ・田高 悦子 北海道大学大学院保健科学研究院教授 (令和7年1月～)

(オブザーバーとして、警察庁及び厚生労働省が参加)

【開催実績】

<令和5年度WG>

- ・第1回 (8 / 29) : 実態把握の意義、用語と定義、把握手法等①
- ・第2回 (9 / 12) : 自治体・有識者からのヒアリング
- ・第3回 (10 / 17) : 実態把握の意義、用語と定義、把握手法等②
- ・第4回 (12 / 19) : 中間論点整理

<令和6年度WG>

- ・第1回 (9 / 24) : 実態把握の意義、用語と定義①、把握手法等
- ・第2回 (11 / 28) : 推計の精緻化①、用語と定義②
- ・第3回 (2 / 5) : 推計の精緻化②、用語と定義③等
- ・第4回 (3 / 17) : 最終報告取りまとめ案の議論